

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センター業務方法書（案）

## 1 趣旨

地方独立行政法人法（第 22 条）及び業務運営等に関する規則（第 2 条）の規定により、法人の業務方法の基本的事項を定めるもの

[参考] 地方独立行政法人法

（業務方法書）

第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（第 4 項 略）

[参考] 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営等に関する規則

（業務方法書の記載事項）

第 2 条 法第 22 条第 2 項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人の定款に規定する業務に関する事項

二 業務を委託する場合の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的事項

四 前 3 号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

## 2 概要

### (1) 業務運営の基本方針(第2条)

中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める

### (2) 業務運営等に関する規則の規定による記載指示事項

#### 一 法人の定款に規定する業務に関する事項

法人の行う業務(第4条)、緊急時における知事の要請(第5条)

- ・第4条第1項は、定款第17条を再規定
- ・第5条は、定款第18条を再規定

[参考] 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 非常時における医療救護等を行うこと。
- (3) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (4) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (5) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要請)

第18条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号及び第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

## 二 業務を委託する場合の基準

業務の委託(第6条)、委託契約(第7条)

- ・効果的かつ効率的に業務遂行できる場合、業務の一部について外部委託が可能
- ・外部委託を行うときは委託契約を締結

## 三 競争入札その他契約に関する基本的事項

競争入札その他契約に関する基本的事項(第8条)

- ・売買、賃借、請負その他契約締結する場合は、一般競争入札が原則
- ・法人規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約なども可能

## 四 その他、法人の業務の執行に関し必要な事項

規程への委任(第9条)

- ・業務方法書とは別に、法人の業務方法の詳細事項は法人諸規程で規定